

社会福祉法人つづじ会 役員等報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つづじ会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づく役員及び評議員（以下「役員等」という。）、定款第23条の顧問、その他委員等の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次各号に掲げる用語意義は当該定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、主たる事務所に週4日以上、当法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 委員等とは、評議員選任・解任委員会委員（職員を除く。）及び苦情解決委員会第三者委員をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、前（2）及び（3）号以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通旅費（宿泊含む。）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。

2 役員の報酬総額は、年間850万円以内とする。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬額は、別表1に定める額とする。ただし、本報酬額は、法人職員と併給しない。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(顧問の報酬の算定方法)

第6条 顧問に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(委員等の報酬の算定方法)

第7条 委員等に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- 2 常勤役員及び顧問の報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。
- 3 非常勤役員等、委員等に対する報酬は、当該会議に出席、若しくは、法人業務のために出勤（以下「会議等」という。）した都度支給する。また、理事長の支

給時期については、別途定める。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第9条 非常勤役員等、顧問及び委員等が会議等に出席した場合は、次に定める費用弁償を支給する。

- (1) 会議等に出席したときは、居住地、開催場所に限らず3,000円を支給する。
- (2) 法人の業務により出張したときは、日当を1日につき3,000円を、交通費（鉄道運賃及びバス運賃等）については実費を、宿泊費については職員旅費規程に準じて支給する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成15年9月1日より施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和元年6月13日より施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 8,000,000円以下

別表2 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事	日額 10,000円
監事	日額 10,000円
評議員	日額 10,000円

別表3 (顧問の報酬)

報酬額	月額 20,000円
-----	------------

別表4 (委員等の報酬)

報酬額	日額 10,000円
-----	------------